

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)	32
○北海道核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	32
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則..... (子ども子育て支援課)	32
○北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則..... (子ども子育て支援課)	33
○北海道立産業共進会場条例施行規則を廃止する規則..... (農政課)	34

訓 令

○北海道土地・水対策連絡協議会設置規程を廃止する訓令..... (土地水対策課)	34
--	----

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (総務部総務課)	35
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	35
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	35

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	36
----------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	37
○特定調達契約に係る入札の公告（3件）.....	38

規 則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第83号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第84号

北海道核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道核燃料税条例施行規則（平成25年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第278条第5項」を「第278条第6項」に、「第279条第4項」を「第279条第5項」に改める。

別記第1号様式付表2末尾欄外注意7の事項中「電気事業」を「発電事業」に改め、「発電用の」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道核燃料税条例施行規則別記第1号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道核燃料税条例施行規則別記第1号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第85号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（職員配置に係る特例）

第13条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、条例第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

2 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

3 第1項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

4 前2項の規定を適用するときは、保育士（前2項又は附則第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、常時、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の条例第47条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

5 第1項から第3項までの規定を適用したときは、当該保育所の設置者は、知事が別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

6 前各項の規定は、知事が別に定める地域に所在する保育所（法第46条第3項の規定による勧告若しくは命令又は同条第4項の規定による命令（以下この項において「勧告等」という。）を受けた日から3年を経過しない者が設置している当該勧告等の対象となった保育所を除く。）に限り適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第86号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成

26年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第7条」に、「第7条－第10条」を「第8条－第12条」に改める。
第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第2項中「次条第6項」を「第10条第6項」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職員の配置の基準に係る特例）

第9条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例第13条第1項及び第2項の規定により置かなければならない教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育）に直接従事する職員（以下この項、第3項及び第4項において「直接従事職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同条第4項の規定により置かなければならない直接従事職員のうち1人は、同条第3項の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

2 条例第13条第3項に定める職員（次項及び第4項において「副園長等職員」という。）については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び第4項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

3 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる直接従事職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない直接従事職員の数を超える場合における副園長等職員については、当分の間、開所時間を通じて必要となる直接従事職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない直接従事職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

4 前2項の規定により副園長等職員について小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、常時、条例第13条第1項及び第2項の規定により置かなければならない直接従事職員の数の3分の1を超えてはならない。

5 第1項から第3項までの規定を適用したときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、知事が別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

6 前各項の規定は、知事が別に定める地域に所在する幼保連携型認定こども園（法第20条の規定による勧告若しくは命令又は法第21条第1項の規定による事業の停止の命令（以下この項において「勧告等」という。）を受けた日から3年を経過しない者が設置している

当該勧告等の対象となった幼保連携型認定こども園を除く。）に限り適用する。

第2章中第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第5項第1号中「（幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第3号において同じ。）」を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（職員の資格の基準に係る特例）

第4条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例第4条第1項の規定により置かなければならない教育及び保育（満3歳未満の子どもについては、その保育）に従事する職員（以下この項、第4項及び第5項において「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同条第2項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定にかかわらず、知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

2 条例第5条第1項及び第3項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。第5項において同じ。）をもって代えることができる。

3 条例第5条第2項の規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。第5項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

4 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。第6項及び第7項並びに次条第5項第1号から第3号までにおいて同じ。）において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数差し引いて得た数の範囲で、知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、常時、条例第4条第1項の規定により置かなければならない職員の数

平成28年 7 月19日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道公営企業管理者 下 出 育 生 北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫 北海道土地・水対策連絡協議会設置規程を廃止する訓令 北海道土地・水対策連絡協議会設置規程（昭和47年北海道・北海道企業局・北海道教育委員会訓令第1号）は、廃止する。 附 則 この訓令は、平成28年 7 月19日から施行する。	平成28年 5 月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社F－P o w e r (2) 住 所 東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号 4 落札金額 (1) 1 の(1)のア ア 基本料金（一般） 648.00円 イ 電力量料金（一般） 18.12円 (2) 1 の(1)のイ ア 基本料金（平日休日別） 1,198.80円 イ 電力量料金（平日） 15.99円 ウ 電力量料金（休日） 14.98円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年 4 月 1 日付け北海道告示第243号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
告 示	
北海道告示第483号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年 7 月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 物品等の名称 指定庁舎等で使用する電力 ア 業務用電力（一般） (ア) 基本料金（一般） 契約電力 1 kW当たりの単価 (イ) 電力量料金（一般） 使用電力量 1 kWh当たりの単価 イ 業務用電力（平日休日別） (ア) 基本料金（平日休日別） 契約電力 1 kW当たりの単価 (イ) 電力量料金（平日） 使用電力量 1 kWh当たりの単価 (ウ) 電力量料金（休日） 使用電力量 1 kWh当たりの単価 (2) 調達予定数量 ア 年間予定契約電力 5,209kW (ア) うち業務用電力（一般） 2,767kW (イ) うち業務用電力（平日休日別） 2,442kW イ 年間予定電力使用量 13,068,600kWh (ア) うち業務用（一般） 5,739,600kWh (イ) うち業務用（平日休日別） 7,329,000kWh a うち平日5,630,300kWh b うち休日1,698,700kWh 2 落札を決定した日	北海道告示第484号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、道営土地改良（島津第 2 地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成28年 7 月20日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成28年 7 月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第485号 次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。 平成28年 7 月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 地 区 名 事 業 の 種 類 完了年月日 峰 岩 経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設） 平成22. 5.20

同	同	(区画整理)	同	27.10.30	の契約を解除することができる旨の特約を付している。
中 美 唄	同	(農業用排水施設)	同	27.12.18	(4) 納 入 場 所 入札説明書による。
同	同	(区画整理)	同	27.12. 7	2 入札に参加する者に必要な資格
同	同	(客土)	同	22. 5.20	次のいずれにも該当すること。
同	同	(暗渠排水)	同	21.10.20	(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
幌 向	同	(農業用排水施設、区画整理)	同	27.11.19	(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
大 沼	同	(農業用排水施設、区画整理)	同	27.11.27	(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
同	同	(客土)	同	26. 2.20	(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
同	同	(暗渠排水)	同	26.11.19	(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
上 幌 向	同	(農業用排水施設、区画整理、暗渠排水)	同	27.12. 7	3 条件付一般競争入札参加資格の審査
新赤川南	同	(農業用排水施設、区画整理)	同	27.12.10	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
美 葉 牛	農業用排水施設		同	27. 6.29	ア 申 請 の 時 期 平成28年7月19日から同年8月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
大 夕 張	同		同	27.12.18	イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
宮 村	同		同	25.12.10	ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
同	区画整理		同	27.10.26	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
月形南部	地域水田農業再編緊急整備〔緊急整備型〕	(農業用排水施設)	同	27. 5.15	4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
同	同	(客土、暗渠排水)	同	27. 1. 9	5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入 札 日 時 平成28年9月7日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月6日までに必着）
総合振興局告示及び振興局告示					
北海道空知総合振興局告示第20号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年7月19日 北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借（39台分）一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成28年11月1日から平成33年10月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、こ					

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ(http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm)においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(借入台数分に係る1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(借入台数分に係る1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 (3) 電 話 番 号 011-561-0383 11 Summary A Nature and quantity of the products to procured : Lease of Personal Computer 39 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 7, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than September 6, 2016) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional	Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan Phone : 011-561-0383 道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第321号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。 平成28年7月19日 北海道警察本部長 北 村 博 文 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成28年7月19日に一般競争入札の公告を行う重要犯罪等捜査支援システム⁽²⁸⁾一式の賃貸借契約 (2) 資 格 重要犯罪等捜査支援システム⁽²⁸⁾一式の賃貸借契約に関する資格(以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 重要犯罪等捜査支援システム⁽²⁸⁾ 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器を供給可能な者であること。 (2) 調達物品の保守点検が可能な者であること。 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年7月19日から同年8月2日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る
---	--

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（仕様書を除く。）。

仕様書は、資格に関する事務を担当する組織で直接交付する。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

- 5 資格に関する事務を担当する組織

- | | | |
|-------|---|-------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道警察本部総務部会計課 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 011-251-0110 内線2239 |

北海道警察本部告示第322号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年7月19日

北海道警察本部長 北 村 博 文

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
重要犯罪等捜査支援システム⁽²⁸⁾ 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成29年3月1日から平成36年2月29日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所

- 2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道警察本部告示第321号に規定する重要犯罪等捜査支援システム⁽²⁸⁾一式の賃貸借契約に関する資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

- 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成28年9月2日午後1時30分（送付による場合は、同月1日午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（仕様書を除く。）。

仕様書は、(1)の場所で直接交付する。

- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

- 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | | |
|-------|---|---------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道警察本部総務部会計課 |
|-------|---|---------------|

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : System for Assisting Investigation into Felonies and other Crimes (28) 1 unit
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 2, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 1, 2016)
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239

北海道警察本部告示第323号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年7月19日

北海道警察本部長 北村博文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
可搬式速度測定装置 10セット
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納入期限 平成29年3月28日
(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達物品に関し、仕様書の要件等を満たしている機器が供給可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年7月19日から同年8月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成28年9月5日午前10時30分（送付による場合は、同月2日午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（仕様書を除く。）。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2237

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Portable speed measurement device : 10 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., September 5, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 2, 2016)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2237

北海道警察本部告示第324号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年7月19日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
自動車保管場所証明システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成29年3月21日から平成34年3月20日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている機器を供給可能な者であること。
- (5) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年7月19日から同年8月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

- (2) 入 札 日 時 平成28年8月30日午後1時30分（送付による場合は、同月29日午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合

う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる
（仕様書及び関連仕様書を除く。）。

仕様書及び関連仕様書は、(1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Automobile Parking Space Certificate System : 1 set
 - B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 30, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 29, 2016)
 - C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239
-